



技能実習適正化支援センター（TITSC）代表の渡邊です。

弊センターは、優良な実習実施者及び優良な監理団体の認定の手続きを支援しています。今回は、優良な実習実施者の認定を受けるためのポイントについて説明します。優良な監理団体の認定については項目・配点が異なりますので、詳細は弊センターにご相談ください。団体監理型で優良認定を受けるためには、実習実施者・監理団体のいずれもが要件を満たす必要があります。

1. 優良な実習実施者の認定を受けるためのポイント

■ 優良な実習実施者の認定のメリットと適合要件

2号実習生を受け入れる企業・団体が優良の認定を目指すのは、3号に移行して実習期間を2年延長させ、受け入れ人数枠を2倍に拡大するためです。優良の認定を受けるためには、第3号実習計画の認定申請の際に、技能実習機構に「優良要件適合申告書」を提出する必要があります。6割以上の点数（150点満点で90点以上）を獲得する必要がありますが、令和3年10月までは旧配点（120点満点で72点以上）を選択することも可能です。

■ 優良認定の決め手となるポイント

実習実施者の場合、優良認定の決め手となるポイントは、過去3技能実習年度の技能実習生の技能検定試験3級又は技能実習評価試験専門級（以下3級程度）の実技試験の合格実績です。3級程度の実技試験の合格者が2人なら10点、3人なら20点です。これに技能実習1号のときに合格した基礎級又は初級の配点20点を加えると、既に30点か40点を獲得している計算になります。

したがって、ざっくり言えば、配点の大きい「過去3年間の3級程度の実技試験の合格者を3人以上出すこと」が6割以上の点数確保に近づくことになります。

■ 減点の対象

逆に、大幅な減点となるのは、過去3年間に責めによるべき失踪があったり（-50点）、改善命令等の法令違反があった場合ですので注意が必要です（改善実施しても-30点、改善未実施なら-50点）。

■ 加点の工夫

地元の夏祭りや友好団体のイベント行事に参画、清掃ボランティア、博物館・神社仏閣の見学（地域社会との共生）、母国語相談マニュアル作成、非常勤の相談員確保（相談・支援体制）で最大20点の加算となります。また、技能実習の継続が困難になった実習生の受け入れを行うことや、そのために「実習先変更支援サイト」に受入れできる旨の登録することで加点される項目が新採用されています。

さらに、1号実習生の賃金（基本給）と地域別最低賃金を比較して、115%以上で5点、105%以上115%未満で3点が加算され、そのほか、実習の各段階の昇給率が5%以上で5点、3%以上5%未満で3点が加点されます（技能実習生の待遇）。

2. コラム：技能実習を成功させるために

グローバル化の時代、海外で働くことは珍しいことではなくなってきています。日本を含めた先進国にとって労働力確保は経済において重要な課題であり、労働力を自国の外に求める流れがあるからです。どの国も優秀な外国人材獲得の工夫をしています。幸い、日本は「安全、きれい、礼儀正しい」などの良いイメージがあることから、日本を目指す外国人は少なくありません。しかし、外国人材の獲得競争は、日本も例外なく対応が迫られています。そのような中で日本が考えたことが、労働の中に「人づくり」の要素を見出すことでした。確かに仕事を通じて、技術が身に付き、能力が高くなるもの。技能実習制度は、外国人に来日してもらい働いてもらうだけでなく、その中で外国人が得られるメリットを強調した考え方に基づく制度と言えます。外国人材を獲得するためのアピールの手段ということです。他方、その要素が実際には外国人に上手く実感されないケースもあり、制度が批判される原因となっています。

技能実習制度は、「人づくり」の発想の基に制度設計されていることから、職業の中で学ぶ何かを意識することが技能実習の成果を大きくします。成功事例は、すべて「人づくり」の要素を強く意識して技能実習に取り組んだ結果です。さまざまな具体的な方法がありますが、共通することは技能実習で学んだことを活かす「将来」（帰国後）に目が向いていることです。貴監理団体の傘下企業に配属する技能実習生の将来設計を一緒に考えませんか。

弊センターは、技能実習制度や入管手続きに詳しい行政書士、社労士による外国人技能実習制度を取扱う専門機関です。行政書士の全国ネットワークを活用した体制を整え、監理団体などの申請手続きを支援します。外国語にも対応できます。

弊センターでは監理団体及び実習実施者に向けさまざまなサービスを提供しております。

- 機構計画認定申請と入管申請
- 建設キャリアアップシステム代理申請
- 外部監査
- その他（法的保護講習、各種労務関係手続き支援、相談）

なお、弊センターでは ZOOM を活用してオンライン相談ができる体制を整えています。接続リンクを送りますので、まずは下記のメールまたは電話からお気軽にご連絡ください。

技能実習適正化支援センター（Technical Intern Training Support Center）

代表 渡邊 奉勝

〒248-0023 神奈川県鎌倉市極楽寺 1-6-29

TEL/FAX：045-8787-290 携帯：090-4710-3790

E-mail：info@titsc.org URL：<http://www.titsc.org/>